

# 道路工事保安施設設置基準(案)



令和4年3月

大阪府都市整備部

# まえがき

大阪府都市整備部では、道路工事現場における標示板の設置については、『道路工事現場における標示施設等の設置基準について(昭和37年8月30日付け 道発372号 建設省道路局長通達)、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達)』によるものと定めている。

また、交通安全管理については、『道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)』(以下「現行基準」という。)に基づき、安全対策を講じなければならないと定めており、その適切な運用に努めているところである。

今般の改定においては、工事看板・保安施設類、規制車の明確化やテーパ長を明記するなど、下記の主な改定内容のとおり、より交通安全の確保に寄与できる視点で現行基準の内容を精査、過不足整理したうえで、今般、『道路工事保安施設設置基準(案)(大阪府都市整備部令和4年3月)』(以下「新基準」という。)としてとりまとめた。

■新基準の主な改定点は、以下のとおりである。

- (1) 工事看板・保安施設類、規制車を明確化
- (2) 作業形態(片側交互、車線、路肩規制等)を明確化
- (3) 標準図を過不足整理(15パターン(7種類)⇒13パターン)
- (4) 適用作業工種を具体化
- (5) テーパ長の基準を明記

なお、近年、様々な立て看板の使用が主流となっているが、標識令で色・寸法・設置高さに定めのある警戒標識、規制標識を立て看板形式とすることは、新基準ではその記載を見送ることとした。

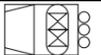
## 【適用法令、関係基準類】

- ・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)(改正令和3年9月内閣府・国土交通省令第4号)
- ・道路工事現場における標示施設等の設置基準(昭和37年建設省発第372号)
- ・道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月建設省道路局)
- ・道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(平成18年3月国道利第37号国道国防205号)
- ・道路工事現場における工事情報看板及び説明看板の設置について(平成18年3月国道利第38号国道国防206号)

# 目 次

1. 保安施設等の設置目的	P 1
2. 保安施設標準様式図	P 2 ~ P10
3. 保安施設設置標準図一覧表	P11
4. 保安施設設置標準図	P12 ~ P24

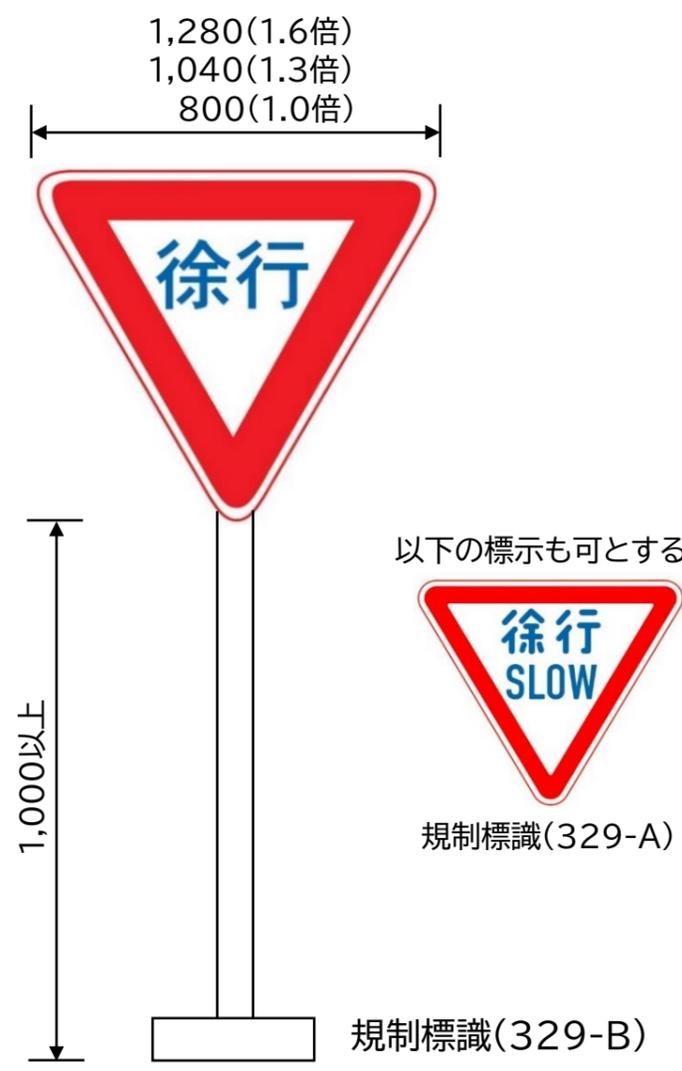
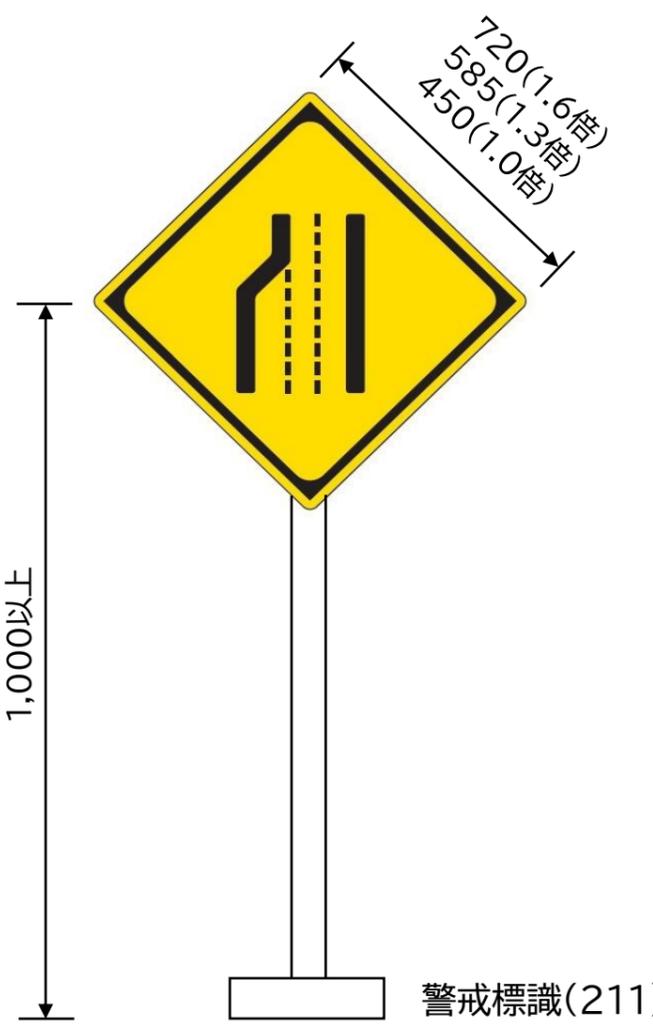
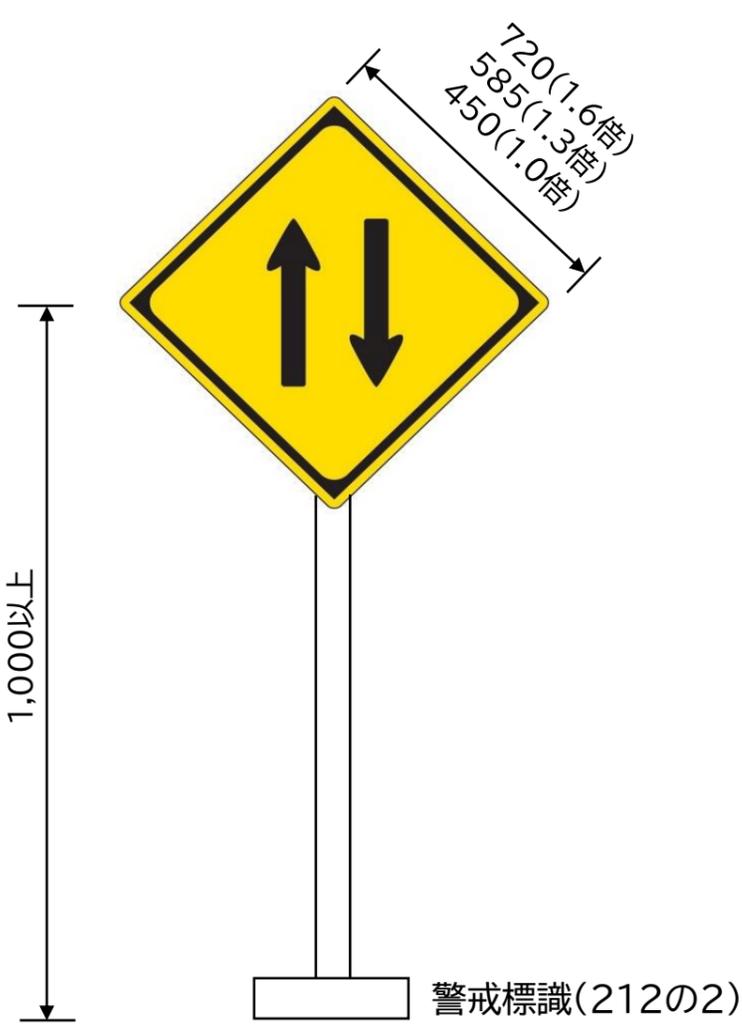
## 保安施設等の設置目的

施設番号	施設名称	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	工事情報の提供
1	警戒標識(この先道路工事中)	①			○		
2	警戒標識(道路工事中)	②			○		
3	規制標識(指定方向外進行禁止)	③	○			○	
4	規制標識(徐行)	④				○	
5	警戒標識(車線数減少)	⑤			○		
6	警戒標識(二方向交通)	⑥			○		
7	標示看板(工事中看板)	⑦					○
8	標示看板(速度落とせ)	⑧					○
9	標示看板(工事区間終り)	⑨	○				
10	標示看板(片側交互通行)	⑩	○				
11	標示看板(歩行者案内)	⑪	○				
12	標示看板(停止位置)	⑫			○		
13	標示看板(段差予告)	⑬			○		
14	標示看板(段差注意)	⑭			○		
15	工事情報看板	⑮					○
16	工事説明看板	⑯					○
17	標示看板(迂回路)	⑰	○				○
18	交通誘導警備員		○	○			
19	規制車		○		○	○	
20	作業車						
21	作業車添設標示板		○		○	○	
22	照明				○		
23	保安灯		○	○	○		
24	回転灯又はAVライト				○		
25	カラーコーン又はバリケード等	○	○	○	○		
26	矢印板		○				

# 保安施設標準様式図

施設番号	1	2	3
記号	①	②	③
施設名称	警戒標識(この先道路工事中)	警戒標識(道路工事中)	規制標識(指定方向外進行禁止)
様式 および 標準寸法 (単位mm)	<p>警戒標識(213) 補助標識(501)</p>	<p>警戒標識(213)</p>	<p>規制標識(311-F)</p>
注	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒標識は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第三号)」に基づき設置すること。</li> <li>・警戒標識の標示板は1.0倍を標準とする。ただし、現場状況により拡大縮小する場合は『道路標識設置基準・同解説(令和2年6月)p73 表3-1-6 標示板及び文字等の拡大率及び縮小率』を参照すること。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒標識は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第三号)」に基づき設置すること。</li> <li>・警戒標識の標示板は1.0倍を標準とする。ただし、現場状況により拡大縮小する場合は『道路標識設置基準・同解説(令和2年6月)p73 表3-1-6 標示板及び文字等の拡大率及び縮小率』を参照すること。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制標識は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第三号)」に基づき設置すること。</li> <li>・規制標識の標示板は1.0倍を標準とする。ただし、現場状況により拡大縮小する場合は『道路標識設置基準・同解説(令和2年6月)p73 表3-1-6 標示板及び文字等の拡大率及び縮小率』を参照すること。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>

# 保安施設標準様式図

施設番号	4	5	6
記号	④	⑤	⑥
施設名称	規制標識(徐行)	警戒標識(車線数減少)	警戒標識(二方向交通)
<p>様式 および 標準寸法 (単位mm)</p>	 <p style="text-align: center;">規制標識(329-B)</p> <p style="text-align: center;">以下の標示も可とする 規制標識(329-A)</p>	 <p style="text-align: center;">警戒標識(211)</p>	 <p style="text-align: center;">警戒標識(212の2)</p>
<p>注</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通量および現場状況により適宜設置すること。</li> <li>・規制標識は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第三号)」に基づき設置すること。</li> <li>・規制標識の標示板は1.0倍を標準とする。ただし、現場状況により拡大縮小する場合は『道路標識設置基準・同解説(令和2年6月)p73 表3-1-6 標示板及び文字等の拡大率及び縮小率』を参照すること。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の規制に合わせた図とする。</li> <li>・警戒標識は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第三号)」に基づき設置すること。</li> <li>・警戒標識の標示板は1.0倍を標準とする。ただし、現場状況により拡大縮小する場合は『道路標識設置基準・同解説(令和2年6月)p73 表3-1-6 標示板及び文字等の拡大率及び縮小率』を参照すること。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒標識は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第三号)」に基づき設置すること。</li> <li>・警戒標識の標示板は1.0倍を標準とする。ただし、現場状況により拡大縮小する場合は『道路標識設置基準・同解説(令和2年6月)p73 表3-1-6 標示板及び文字等の拡大率及び縮小率』を参照すること。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>

# 保安施設標準様式図

施設番号	7	8	9
記号	⑦	⑧	⑨
施設名称	標示看板(工事中看板)	標示看板(速度落とせ)	標示看板(工事区間終り)
様式 および 標準寸法 (単位mm)			
注	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</li> <li>・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</li> <li>・工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。</li> <li>・「〇〇工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> <li>・「ご迷惑をおかけします」は「ご協力をお願いします」に変えてもよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標示看板の規格・色彩は、適切な視認性が確保できるものとする。</li> <li>・現場状況により寸法は適宜考慮すること。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標示看板の規格・色彩は、適切な視認性が確保できるものとする。</li> <li>・現場状況により寸法は適宜考慮すること。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>

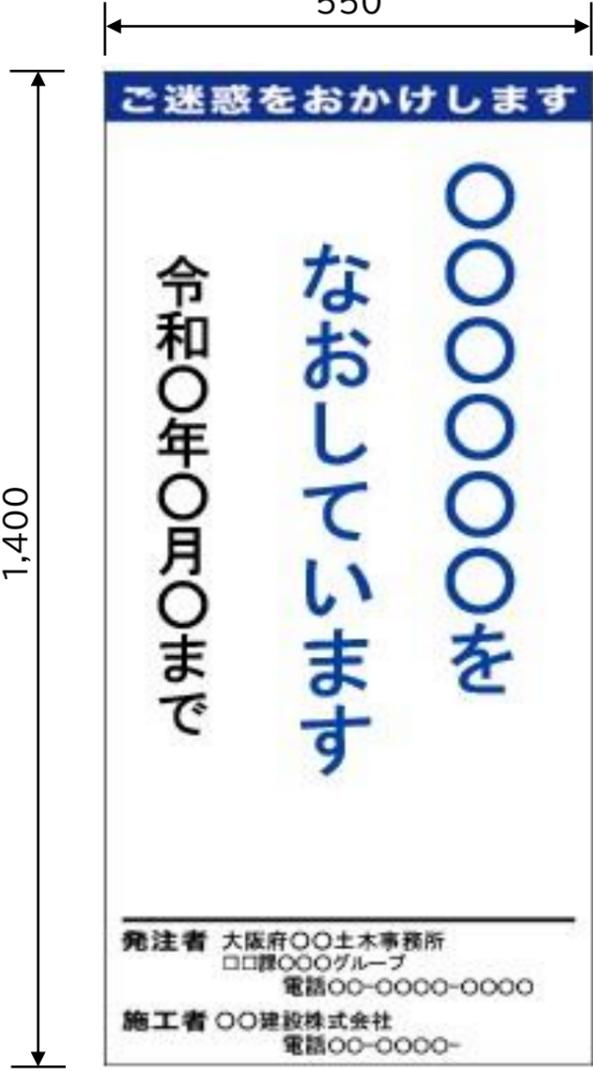
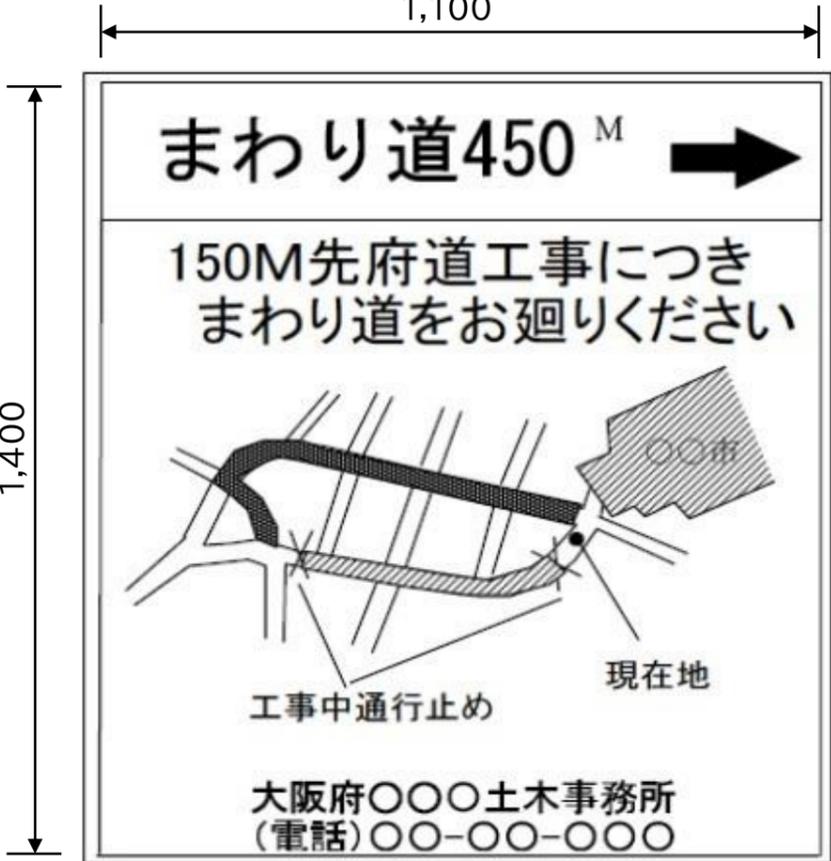
保安施設標準様式図

施設番号	10	11	12	13
記号	⑩	⑪	⑫	⑬
施設名称	標示看板(片側交互通行)	標示看板(歩行者案内)	標示看板(停止位置)	標示看板(段差予告)
様式 および 標準寸法 (単位mm)				
注	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標示看板の規格・色彩は、適切な視認性が確保できるものとする。</li> <li>・現場状況により寸法は適宜考慮すること。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標示看板の規格・色彩は、適切な視認性が確保できるものとする。</li> <li>・現場状況により寸法は適宜考慮すること。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面に停止位置を設ける。</li> <li>・標示看板の規格・色彩は、適切な視認性が確保できるものとする。</li> <li>・現場状況により寸法は適宜考慮すること。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標示看板の規格・色彩は、適切な視認性が確保できるものとする。</li> <li>・現場状況により寸法は適宜考慮すること。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>

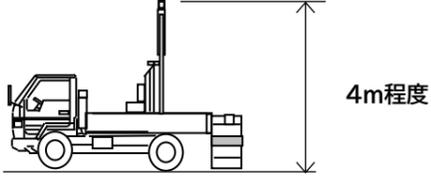
# 保安施設標準様式図

施設番号	14	15
記号	⑭	⑮
施設名称	標示看板(段差注意)	工事情報看板
<p>様式 および 標準寸法 (単位mm)</p>		
注	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差箇所に設置する。</li> <li>・標示看板の規格・色彩は、適切な視認性が確保できるものとする。</li> <li>・現場状況により寸法は適宜考慮すること。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定されている道路工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。</li> <li>・現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、建築限界を守って、歩行者(住民、通行者等)に見えるように(ドライバーから極力、注視されにくい位置に)、歩道側に向けて、堅固に設置する。</li> <li>・色彩は、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</li> <li>・工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。</li> <li>・道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>

# 保安施設標準様式図

<p>施設番号</p> <p>記号</p> <p>施設名称</p> <p>様式 および 標準寸法 (単位mm)</p>	<p>16</p> <p>⑯</p> <p>工事説明看板</p> 	<p>17</p> <p>⑰</p> <p>標示看板(迂回路)</p> 
<p>注</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施されている道路工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて、歩道に設置する。</li> <li>・現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、建築限界を守って、歩行者(住民、通行者等)に見えるように(ドライバーから極力、注視されにくい位置に)、歩道側に向けて、堅固に設置する。</li> <li>・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</li> <li>・工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。</li> <li>・道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> <li>・「ご迷惑をおかけします」は「ご協力をお願いします」に変えてもよい。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。</li> <li>・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	

# 保安施設標準様式図

施設番号	19	21
記号		
施設名称	規制車	作業車添設標示板
<p>様式 および 標準寸法 (単位mm)</p>	  <p>(追突衝撃緩和装置付き)</p> <p style="text-align: center;">規制車</p>	 <p style="text-align: center;">作業車添設標示板</p>
注	<p>・規制車の電光標示板は、路面より4m程度の高さで高輝度回転灯などを設置した視認性が高いものとする。なお、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。</p> <p style="text-align: center;">■規制車(例)</p> 	<p>・作業車添設標示板は、普及型電光標示板等を搭載したものまたは同等以上のものとする。</p>

# 保安施設標準様式図

施設番号	22	23	24
記号	☼	◎	⦿
施設名称	照明	保安灯	回転灯又はAVライト
<p>様式 および 標準寸法 (単位mm)</p>		<p>LED点滅灯</p>  <p>チューブライト</p> 	 
<p>注</p>	<p>・夜間は、工事箇所や交通誘導警備員を視認しやすいように設置すること。</p>	<p>・夜間は、工事箇所や交通誘導警備員を視認しやすいように保安灯(LED点滅灯、チューブライト等)を設置すること。</p>	<p>・工事区間の起点部が遠方から確認できるように設置すること。</p>

# 保安施設標準様式図

施設番号	25	26
記号	○	◀
施設名称	カラーコーン又はバリケード等	矢印板
様式 および 標準寸法 (単位mm)	 <p>カラーコーン</p> <p>コーンバー</p>  <p>A型バリケード(移動柵)</p> <p>B型バリケード(固定柵)</p>  <p>単管バリケード</p>	
注	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> <li>・カラーコーンは反射式が望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規格・色彩は、適切な視認性が確保できるものとする。</li> <li>・転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>

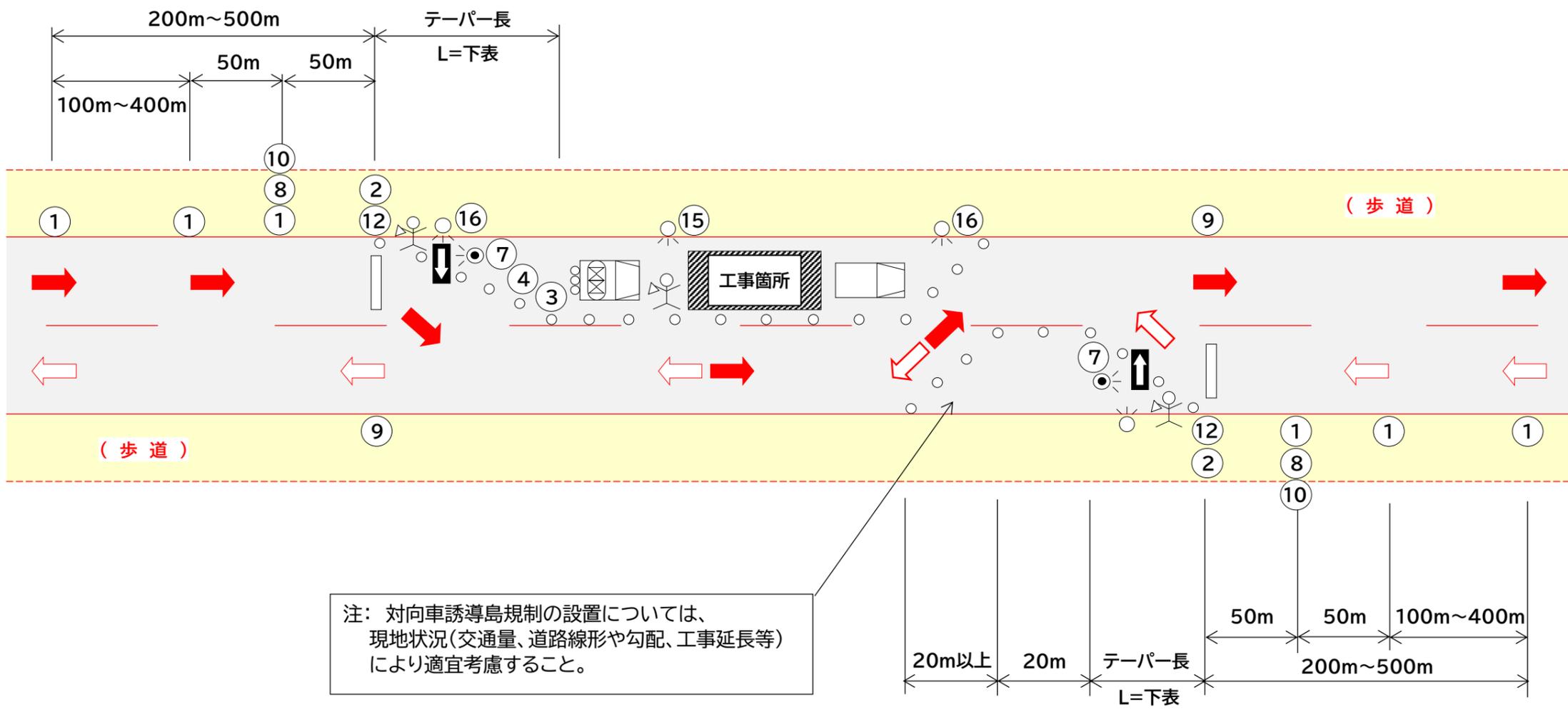
# 保安施設設置標準図一覧表

呼称	適用条件 ※例示のない場合は、適用条件類似のものに準じて処理すること。		
	車線数	規制形態	主な工事(作業)内容
標準図1型	2車線	片側交互通行	舗装(切削、打換、オーバーレイ等)、構造物(擁壁、側溝、管渠等)、法面防災(法枠、吹付、落石防護柵等)、橋梁補修(伸縮継手、高欄等)、維持修繕(構造物補修、路面補修、柵補修、施設点検等)等
標準図2型	2車線	路肩規制	維持修繕(縁石、街渠、側溝、柵、車止め、路面段差、除草、施設点検等)、街路樹管理(剪定、除草、伐採、植栽等)等
標準図3型	2車線	片側交互通行	小規模な維持修繕(路面の穴埋め・段差補修、小構造物の補修等)、交通阻害物除去、保安施設の設置・撤去等
標準図4型	2車線	片側交互通行(常に移動)	維持修繕(路面清掃、路肩清掃、Gr清掃、雪寒作業、除雪作業等)、街路樹管理(灌水)等
標準図5型	2車線	路肩規制(歩道通行止め)	歩道(擁壁、縁石、街渠、側溝、管渠、柵、歩道舗装、誘導ブロック、標識、照明、施設点検等)等
標準図6型	4車線以上	片側全車線規制	舗装(切削、打換、オーバーレイ等)、構造物(側溝、管渠等)、橋梁補修(伸縮継手等)等
標準図7型	4車線以上	車線規制	舗装(切削、打換、オーバーレイ等)、構造物(擁壁、側溝、管渠等)、法面防災(法枠、吹付、落石防護柵等)、橋梁補修(伸縮継手、高欄等)、維持修繕(構造物補修、路面補修、柵補修、施設点検等)等
標準図8型	4車線以上	上下車線規制	中央分離帯(縁石、張りコンクリート、舗装、柵、標識、照明、植栽、施設点検等)等
標準図9型	4車線以上	路肩規制	維持修繕(縁石、街渠、側溝、柵、車止め、路面段差、除草、施設点検等)、街路樹管理(剪定、除草、伐採、植栽等)等
標準図10型	4車線以上	車線規制	小規模な維持修繕(路面の穴埋め・段差補修、小構造物の補修等)、交通阻害物除去、保安施設の設置・撤去等
標準図11型	4車線以上	車線規制(常に移動)	維持修繕(路面清掃、路肩清掃、Gr清掃、雪寒作業、除雪作業等)、街路樹管理(灌水)等
標準図12型	4車線以上	車線規制(歩道通行止め)	歩道(擁壁、縁石、街渠、側溝、管渠、柵、歩道舗装、誘導ブロック、標識、照明、施設点検等)等
標準図13型	歩道	歩道規制	歩道の維持修繕(路面の穴埋め・段差補修、小構造物の補修、柵の補修等)等

- 【留意事項】 ※1 標準図に示す、各保安施設・規制車・交通誘導警備員等の配置位置や配置数は、現場状況(交通量、歩行者交通量、道路線形や勾配、工事延長等)により、適宜考慮すること。  
 ※2 警戒標識・規制標識は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第三号)」に基づき設置すること。  
 ※3 交通誘導警備業務の検定合格警備員の配置が必要な路線(次頁以降、「交通誘導警備員A路線」という。)は、規制車を配置すること。  
 ※4 テーパー長(すりつけ長)は、標準値を基準としているが、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により、右表を参考に適宜考慮すること。<R3.3道路構造令の解説と運用(p412,p499)抜粋>

■テーパー長(すりつけ長)

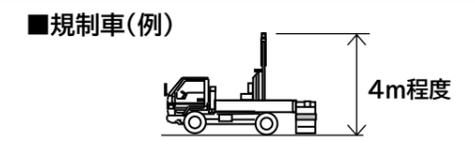
規制速度 (km/h)	テーパー長(m)			
	標準値		最小値	
	地方部	都市部	地方部	都市部
60	120	90	60	40
50	90	75	40	35
40	75	60	35	30
30	60	45	30	25
20	45	30	25	20
停止線を設け一旦停止させる場合(片側交互通行等)				
	30	20	15	10



注: 対向車誘導島規制の設置については、  
現地状況(交通量、道路線形や勾配、工事延長等)  
により適宜考慮すること。

凡例	
① ~ ⑰	工事看板類
	交通誘導警備員
	規制車
	作業車
	作業車添設標示板
	照明
	回転灯又はAVライト
	カラーコーン又はバリケード等
	矢印板
	停止位置

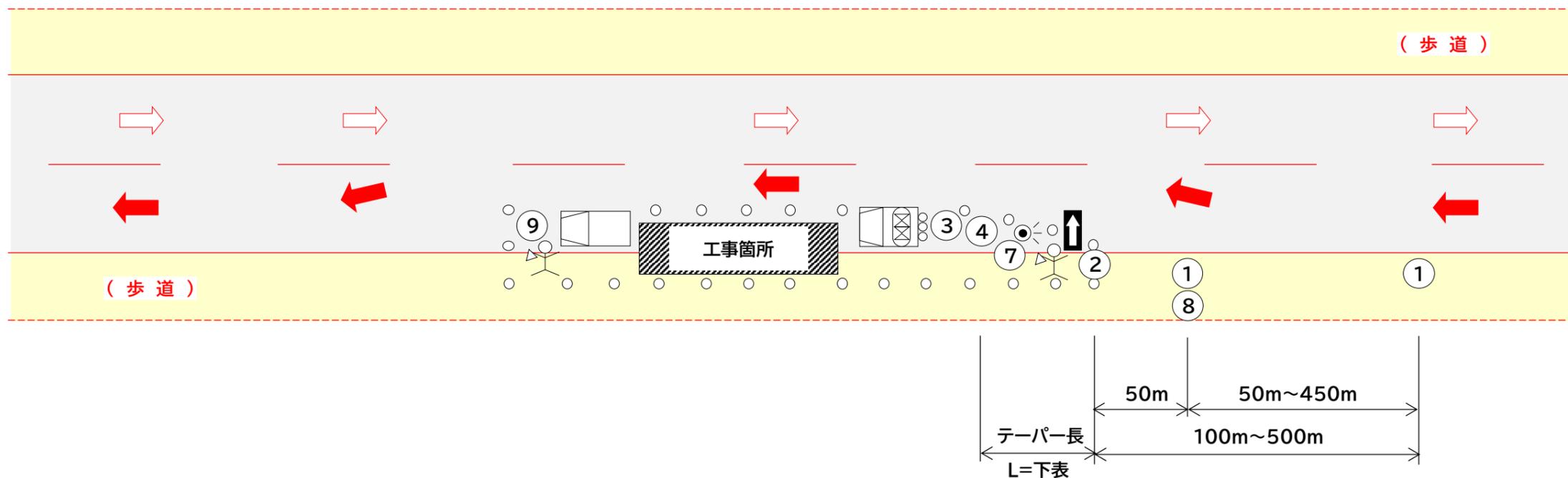
- 注1) 工事看板類設置の起終点や設置間隔及びテーパーから工事箇所までの規制長は、現場状況(交通量、道路線形や勾配、工事延長等)により適宜考慮すること。
- 注2) ⑮は、工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
- 注3) 交通誘導警備員A路線は、規制車を配置すること。なお、それ以外の路線は、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により作業車添設標示板とすることができる。
- 注4) 規制車の電光標示板は、路面より4m程度の高さで高輝度回転灯などを設置した視認性が高いものとする。  
なお、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。(右図参照)
- 注5) 交通誘導警備員は、赤色手旗を使用すること。なお、夜間は赤色灯誘導棒を使用すること。
- 注6) 夜間は、工事箇所や交通誘導警備員を視認しやすいように照明や保安灯(LED点滅灯、チューブライト等)を設置すること。
- 注7) 工事箇所の起点部が遠方から確認できるように、回転灯を設置すること。  
なお、規制車に回転灯及び矢印板等が装備されている場合は個別機材を省略することができる。
- 注8) 停止位置の表示は、視認しやすく幅広(30~45cm)のものを使用すること。
- 注9) テーパー長は、右表を基準とする。なお、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により適宜考慮すること。



■テーパー長(すりつけ長)の基準

規制速度 (km/h)	テーパー長(m)	
	標準値	
	地方部	都市部
60	120	90
50	90	75
40	75	60
30	60	45
20	45	30
停止線を設け一旦停止させる場合(片側交互通行等)	30	20

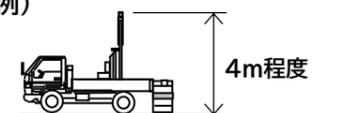
標準図2型	2車線	路肩規制	維持修繕(縁石、街渠、側溝、柵、柵、車止め、路面段差、除草、施設点検等)、街路樹管理(剪定、除草、伐採、植栽等)等
-------	-----	------	---



凡 例	
① ~ ⑱	工事看板類
	交通誘導警備員
	規制車
	作業車
	作業車添設標示板
	照明
	回転灯又はAVライト
	カラーコーン又はバリケード等
	矢印板
	停止位置

- 注1) 歩行者通路幅は、原則として2.0m以上確保すること。  
 注2) 工事看板類設置の起終点や設置間隔及びテーパーから工事施工箇所までの規制長は、現場状況(交通量、道路線形や勾配、工事延長等)により適宜考慮すること。  
 注3) 交通誘導警備員A路線は、規制車を配置すること。なお、それ以外の路線は、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により作業車添設標示板とすることができる。  
 注4) 規制車の電光標示板は、路面より4m程度の高さで高輝度回転灯などを設置した視認性が高いものとする。  
 なお、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。(右図参照)  
 注5) 交通誘導警備員は、赤色手旗を使用すること。なお、夜間は赤色灯誘導棒を使用すること。  
 注6) 夜間は、工事施工箇所や交通誘導警備員を視認しやすいように照明や保安灯(LED点滅灯、チューブライト等)を設置すること。  
 注7) 工事箇所の起点部が遠方から確認できるように、回転灯を設置すること。  
 なお、規制車に回転灯及び矢印板等が装備されている場合は個別機材を省略することができる。  
 注8) 停止位置の表示は、視認しやすく幅広(30~45cm)のものを使用すること。  
 注9) テーパー長は、右表を基準とする。なお、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により適宜考慮すること。

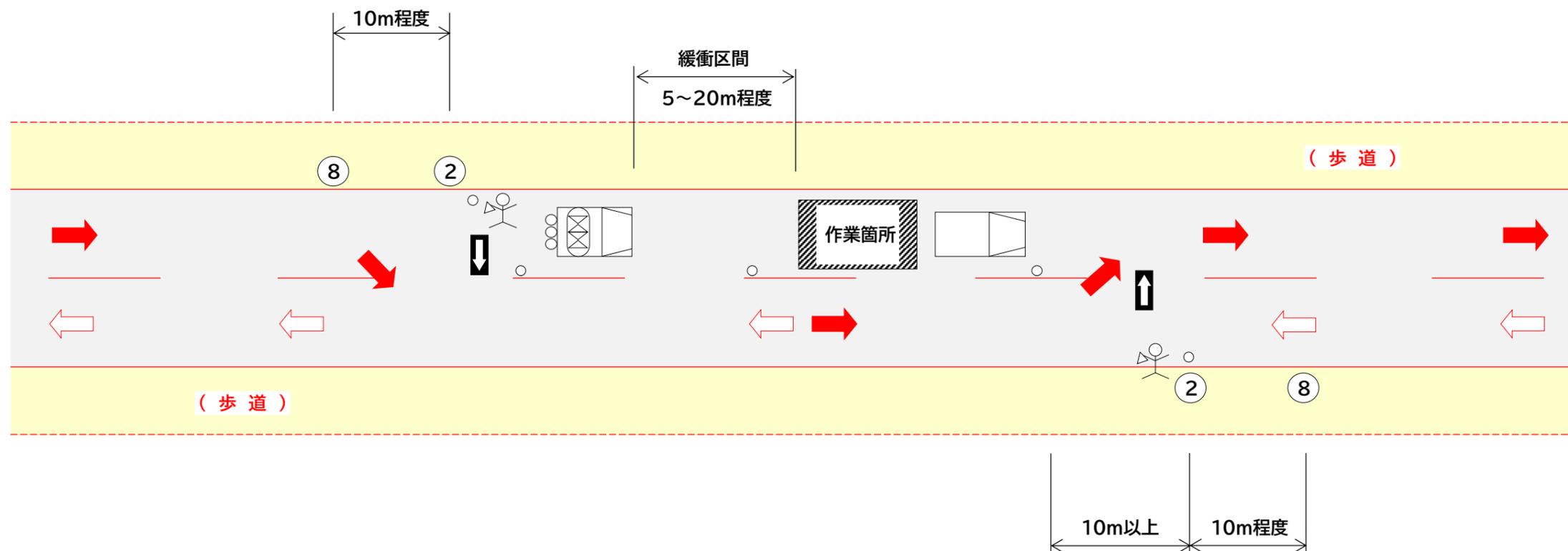
■規制車(例)



■テーパー長(すりつけ長)の基準

規制速度 (km/h)	テーパー長(m)	
	標準値	
	地方部	都市部
60	120	90
50	90	75
40	75	60
30	60	45
20	45	30
停止線を設け一旦 停止させる場合 (片側交互通行等)	30	20

標準図3型	2車線	片側交互通行	小規模な維持修繕(路面の穴埋め・段差補修、小構造物の補修等)、交通障害物除去、保安施設の設置・撤去等
-------	-----	--------	--



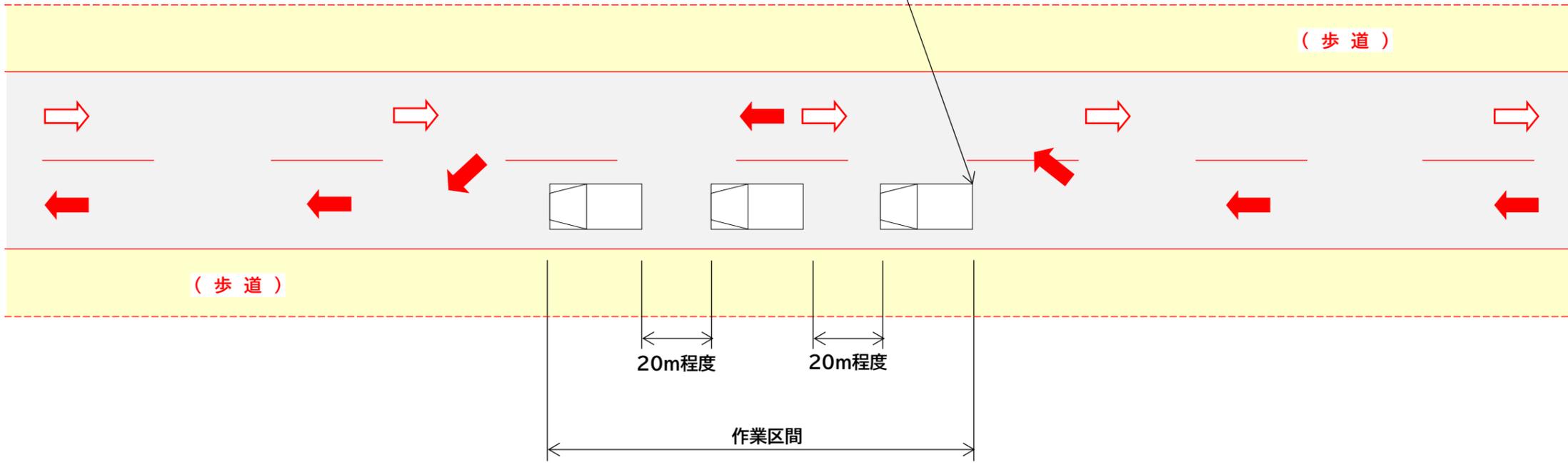
凡例	
① ~ ⑰	工事看板類
	交通誘導警備員
	規制車
	作業車
	作業車添設標示板
	照明
	回転灯又はAVライト
	カラーコーン又はバリケード等
	矢印板
	停止位置

- 注1) 緩衝区間は、原則として5～20mの範囲で規制速度、現場の状況等を勘案し設置すること。  
 注2) 工事看板類設置の起終点や設置間隔及びテーパーから工事施工箇所までの規制長は、現場状況(交通量、道路線形や勾配、工事延長等)により適宜考慮すること。  
 注3) 交通誘導警備員A路線は、規制車を配置すること。なお、それ以外の路線は、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により作業車添設標示板とすることができる。  
 注4) 規制車の電光標示板は、路面より4m程度の高さで高輝度回転灯などを設置した視認性が高いものとする。  
 なお、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。(右図参照)  
 注5) 交通誘導警備員は、赤色手旗を使用すること。なお、夜間は赤色灯誘導棒を使用すること。  
 注6) 夜間は、作業箇所や交通誘導警備員を視認しやすいように照明や保安灯(LED点滅灯、チューブライト等)を設置すること。



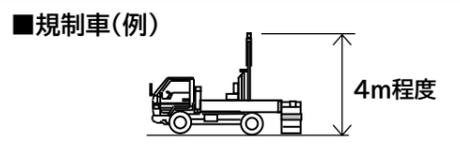
標準図4型	2車線	片側交互通行(常に移動)	維持修繕(路面清掃、路肩清掃、Gr清掃、雪寒作業、除雪作業等)、街路樹管理(灌水)等
-------	-----	--------------	--

注: 原則、②③は作業車に掲出すること。  
「〇〇作業中」は「清掃作業中」等と表示する。  
ただし、別途、規制車を配置する場合は、これに代えてもよい。

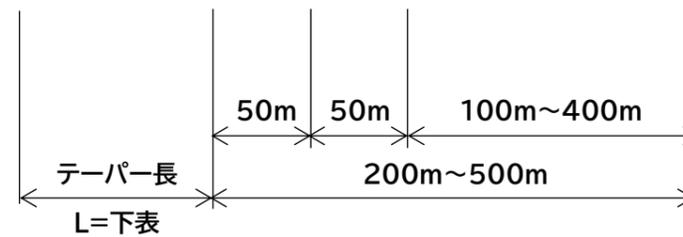
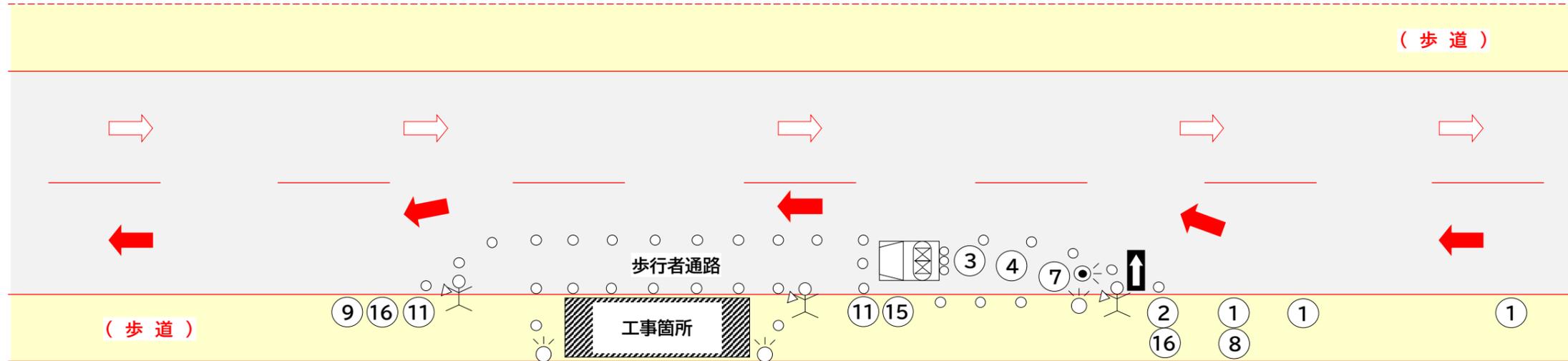


凡 例	
① ~ ⑱	工事看板類
	交通誘導警備員
	規制車
	作業車
	作業車添設標示板
	照明
	回転灯又はAVライト
	カラーコーン又はバリケード等
	矢印板
	停止位置

注1)作業区間の後尾には、作業中標示を設置すること。  
注2)規制車の電光標示板は、路面より4m程度の高さで高輝度回転灯などを設置した視認性が高いものとする。  
なお、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。(右図参照)  
注3)各作業車は、回転灯(黄色)を設置すること。



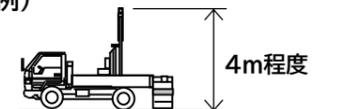
標準図5型	2車線	路肩規制(歩道通行止め)	歩道(擁壁、縁石、街渠、側溝、管渠、柵、歩道舗装、誘導ブロック、標識、照明、施設点検等)等
-------	-----	--------------	---



凡例	
① ~ ⑰	工事看板類
	交通誘導警備員
	規制車
	作業車
	作業車添設標示板
	照明
	回転灯又はAVライト
	カラーコーン又はバリケード等
	矢印板
	停止位置

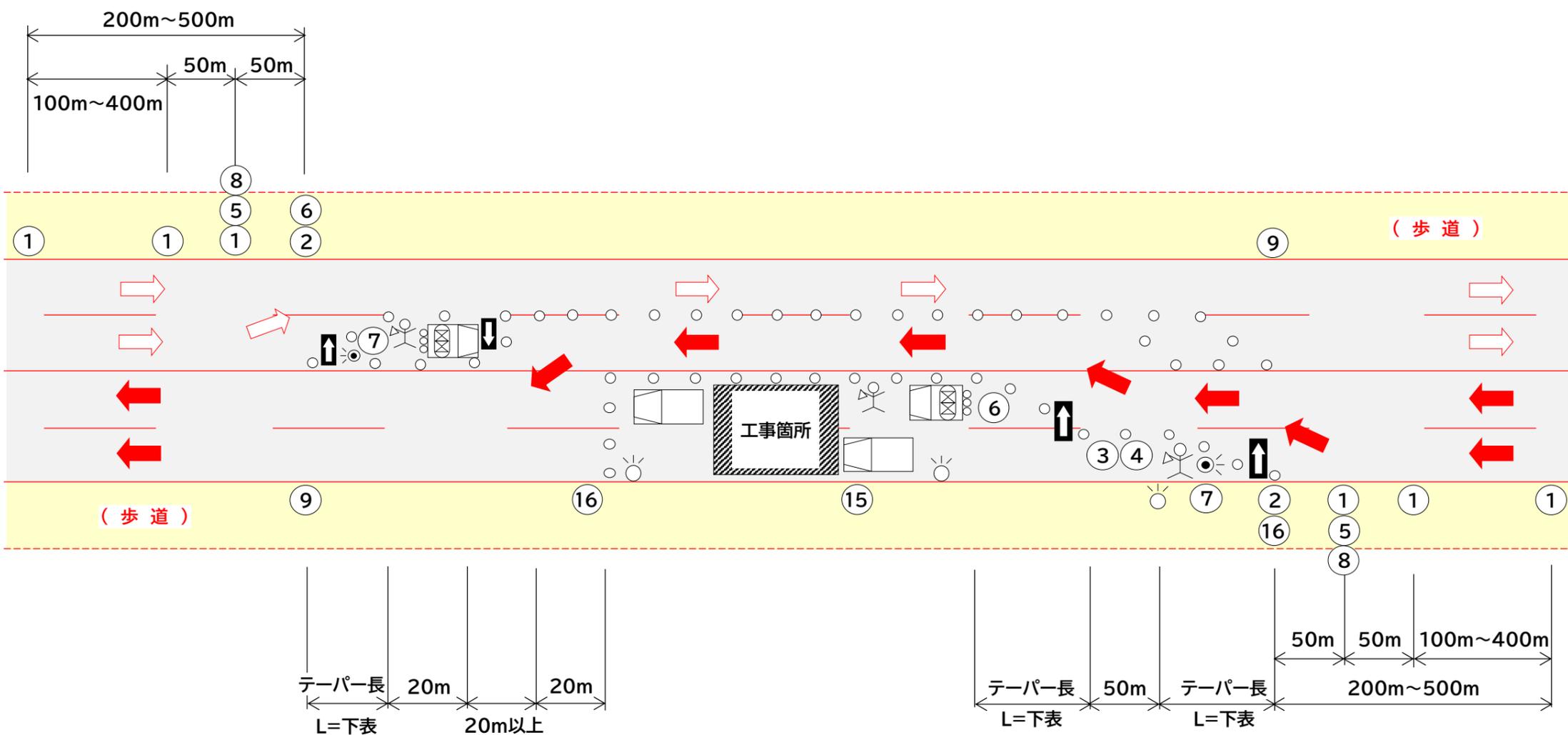
- 注1) 歩行者通路幅は、原則として2.0m以上確保すること。
- 注2) 工事看板類設置の起終点や設置間隔及びテーパーから工事施工箇所までの規制長は、現場状況(交通量、道路線形や勾配、工事延長等)により適宜考慮すること。
- 注3) ⑮は、工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
- 注4) 交通誘導警備員A路線は、規制車を配置すること。なお、それ以外の路線は、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により作業車添設標示板とすることができる。
- 注5) 規制車の電光標示板は、路面より4m程度の高さで高輝度回転灯などを設置した視認性が高いものとする。  
なお、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。(右図参照)
- 注6) 交通誘導警備員は、赤色手旗を使用すること。なお、夜間は赤色灯誘導棒を使用すること。
- 注7) 夜間は、工事施工箇所や交通誘導警備員を視認しやすいように照明や保安灯(LED点滅灯、チューブライト等)を設置すること。
- 注8) 工事箇所の起点部が遠方から確認できるように、回転灯を設置すること。  
なお、規制車に回転灯及び矢印板等が装備されている場合は個別機材を省略することができる。
- 注9) 停止位置の表示は、視認しやすく幅広(30~45cm)のものを使用すること。
- 注10) テーパー長は、右表を基準とする。なお、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により適宜考慮すること。

■規制車(例)



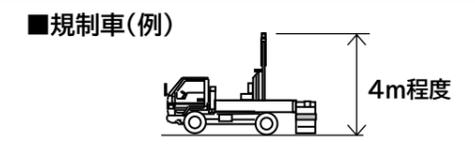
■テーパー長(すりつけ長)の基準

規制速度 (km/h)	テーパー長(m)	
	標準値	
	地方部	都市部
60	120	90
50	90	75
40	75	60
30	60	45
20	45	30
停止線を設け一旦 停止させる場合 (片側交互通行等)	30	20



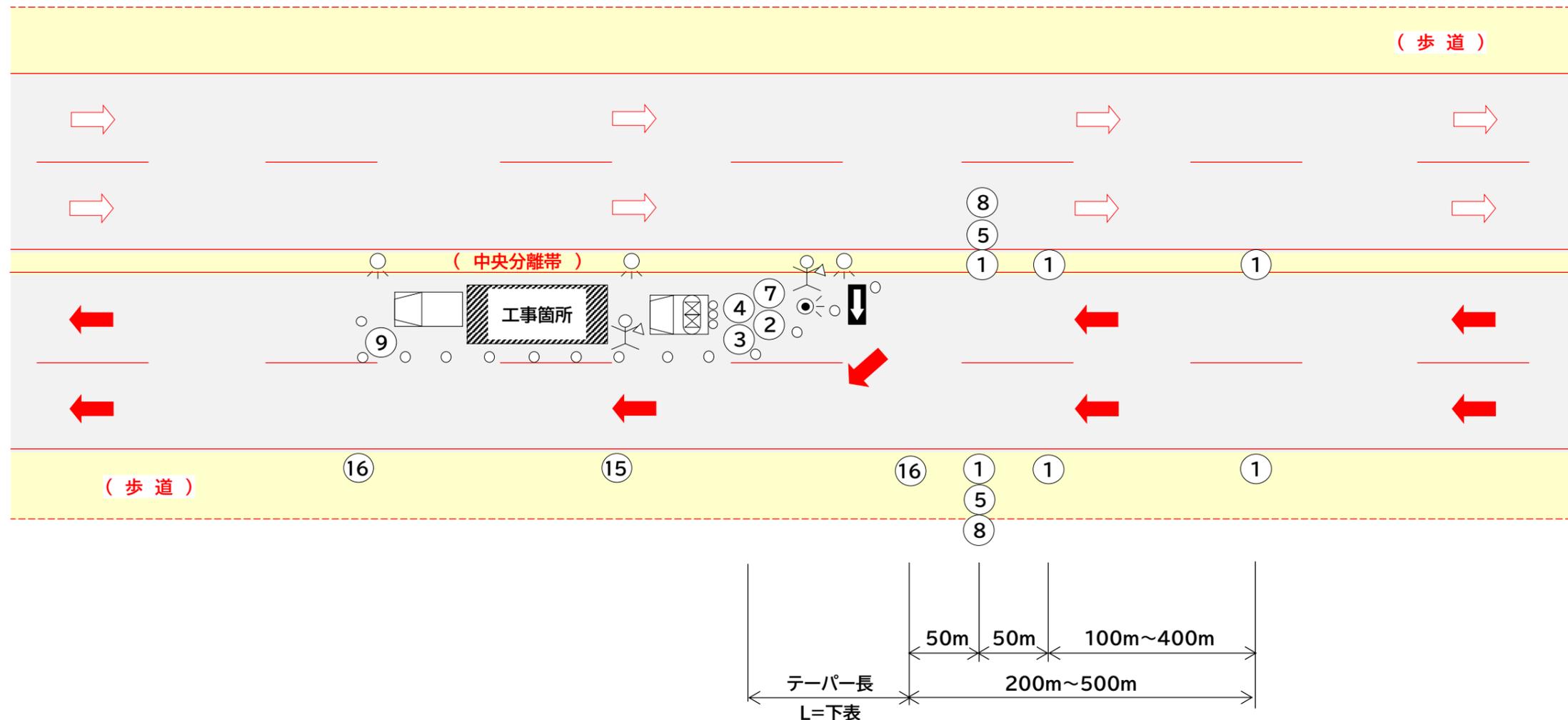
凡例	
① ~ ⑰	工事看板類
	交通誘導警備員
	規制車
	作業車
	作業車添設標示板
	照明
	回転灯又はAVライト
	カラーコーン又はバリケード等
	矢印板
	停止位置

注1) 工事看板類設置の起終点や設置間隔及びテーパーから工事施工箇所までの規制長は、現場状況(交通量、道路線形や勾配、工事延長等)により適宜考慮すること。  
 注2) ⑮は、工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。  
 注3) 交通誘導警備員A路線は、規制車を配置すること。なお、それ以外の路線は、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により作業車添設標示板とすることができる。  
 注4) 規制車の電光標示板は、路面より4m程度の高さで高輝度回転灯などを設置した視認性が高いものとする。  
 なお、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。(右図参照)  
 注5) 交通誘導警備員は、赤色手旗を使用すること。なお、夜間は赤色灯誘導棒を使用すること。  
 注6) 夜間は、工事箇所や交通誘導警備員を視認しやすいように照明や保安灯(LED点滅灯、チューブライト等)を設置すること。  
 注7) 工事箇所の起点部が遠方から確認できるように、回転灯を設置すること。  
 なお、規制車に回転灯及び矢印板等が装備されている場合は個別機材を省略することができる。  
 注8) テーパー長は、右表を基準とする。なお、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により適宜考慮すること。



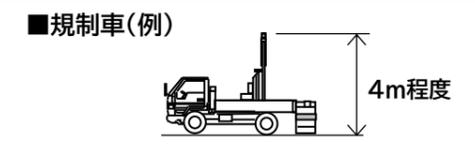
■テーパー長(すりつけ長)の基準

規制速度 (km/h)	テーパー長(m)	
	標準値	
	地方部	都市部
60	120	90
50	90	75
40	75	60
30	60	45
20	45	30
停止線を設け一旦 停止させる場合 (片側交互通行等)	30	20



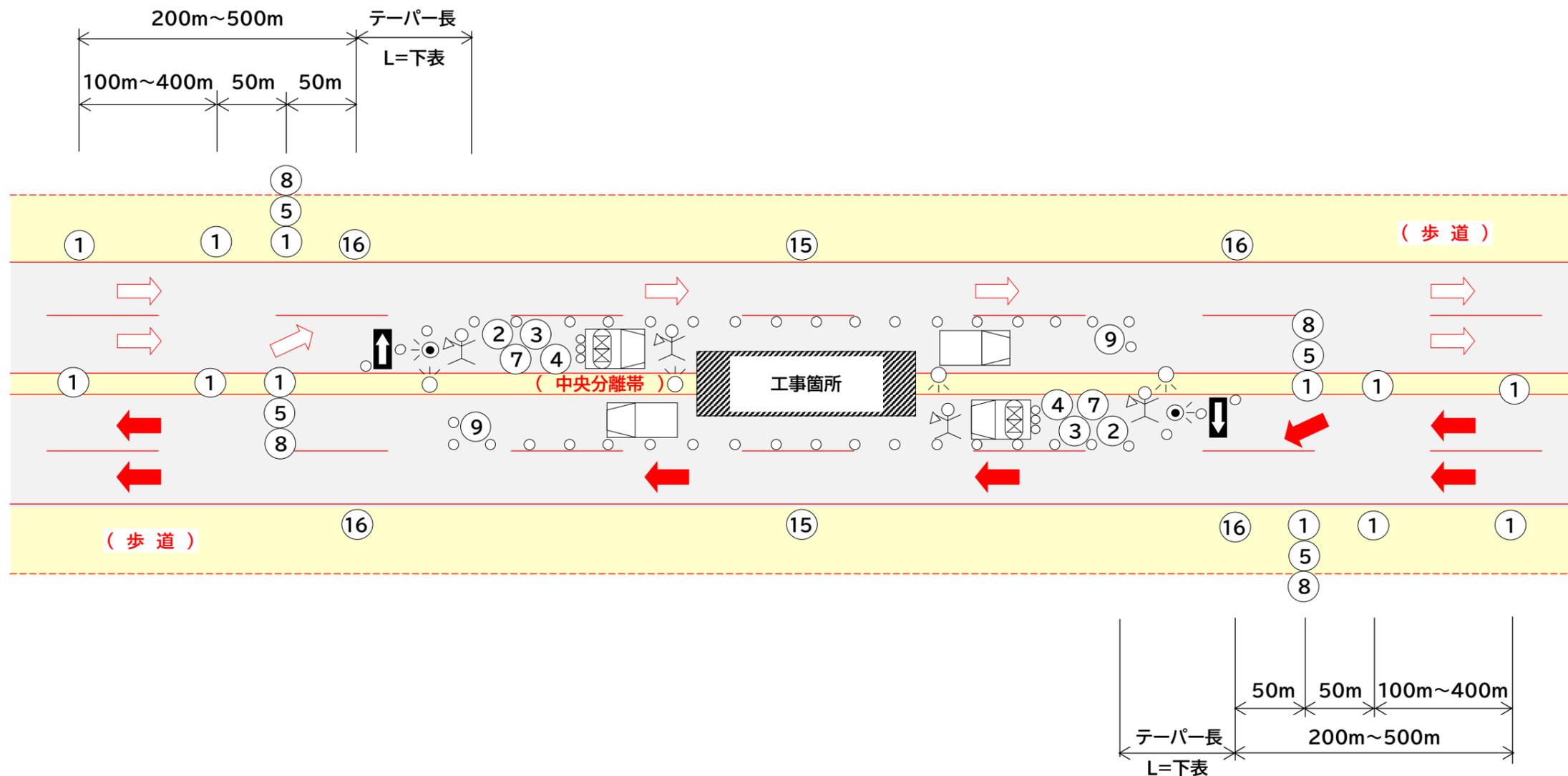
凡例	
① ~ ⑰	工事看板類
	交通誘導警備員
	規制車
	作業車
	作業車添設標示板
	照明
	回転灯又はAVライト
	カラーコーン又はバリケード等
	矢印板
	停止位置

- 注1) 工事看板類設置の起終点や設置間隔及びテーパーから工事施工箇所までの規制長は、現場状況(交通量、道路線形や勾配、工事延長等)により適宜考慮すること。
- 注2) ⑮は、工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
- 注3) 交通誘導警備員A路線は、規制車を配置すること。なお、それ以外の路線は、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により作業車添設標示板とすることができる。
- 注4) 規制車の電光標示板は、路面より4m程度の高さで高輝度回転灯などを設置した視認性が高いものとする。  
なお、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。(右図参照)
- 注5) 交通誘導警備員は、赤色手旗を使用すること。なお、夜間は赤色灯誘導棒を使用すること。
- 注6) 夜間は、工事箇所や交通誘導警備員を視認しやすいように照明や保安灯(LED点滅灯、チューブライト等)を設置すること。
- 注7) 工事箇所の起点部が遠方から確認できるように、回転灯を設置すること。  
なお、規制車に回転灯及び矢印板等が装備されている場合は個別機材を省略することができる。
- 注8) テーパー長は、右表を基準とする。なお、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により適宜考慮すること。



■テーパー長(すりつけ長)の基準

規制速度 (km/h)	テーパー長(m)	
	標準値	
	地方部	都市部
60	120	90
50	90	75
40	75	60
30	60	45
20	45	30
停止線を設け一旦停止させる場合(片側交互通行等)	30	20



凡 例	
① ~ ⑰	工事看板類
	交通誘導警備員
	規制車
	作業車
	作業車添設標示板
	照明
	回転灯又はAVライト
	カラーコーン又はバリケード等
	矢印板
	停止位置

- 注1) 工事看板類設置の起終点や設置間隔及びテーパーから工事施工箇所までの規制長は、現場状況(交通量、道路線形や勾配、工事延長等)により適宜考慮すること。
- 注2) ⑮は、工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
- 注3) 交通誘導警備員A路線は、規制車を配置すること。なお、それ以外の路線は、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により作業車添設標示板とすることができる。
- 注4) 規制車の電光標示板は、路面より4m程度の高さで高輝度回転灯などを設置した視認性が高いものとする。  
なお、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。(右図参照)
- 注5) 交通誘導警備員は、赤色手旗を使用すること。なお、夜間は赤色灯誘導棒を使用すること。
- 注6) 夜間は、工事箇所や交通誘導警備員を視認しやすいように照明や保安灯(LED点滅灯、チューブライト等)を設置すること。
- 注7) 工事箇所の起点部が遠方から確認できるように、回転灯を設置すること。  
なお、規制車に回転灯及び矢印板等が装備されている場合は個別機材を省略することができる。
- 注8) テーパー長は、右表を基準とする。なお、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により適宜考慮すること。

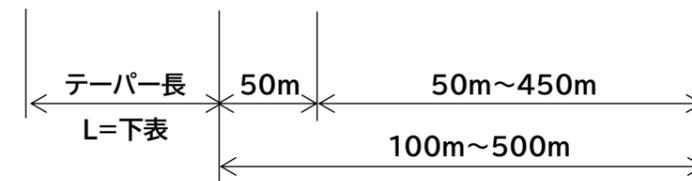
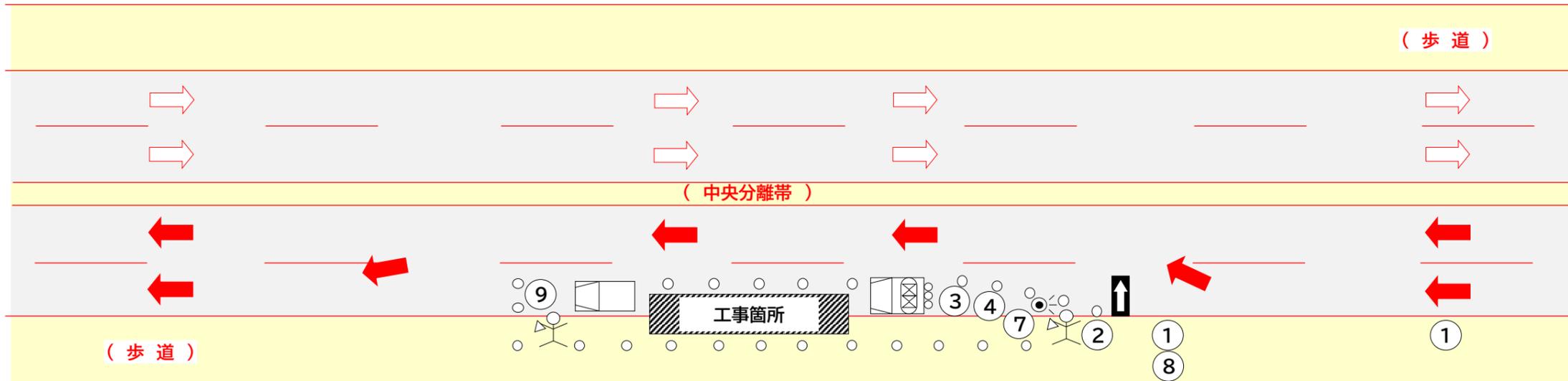
■規制車(例)



■テーパー長(すりつけ長)の基準

規制速度 (km/h)	テーパー長(m)	
	標準値	
	地方部	都市部
60	120	90
50	90	75
40	75	60
30	60	45
20	45	30
停止線を設け一旦 停止させる場合 (片側交互通行等)	30	20

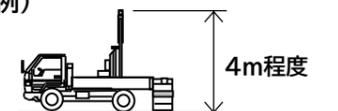
標準図9型	4車線以上	路肩規制	維持修繕(縁石、街渠、側溝、柵、柵、車止め、路面段差、除草、施設点検等)、街路樹管理(剪定、除草、伐採、植栽等)等
-------	-------	------	---



凡例	
① ~ ⑱	工事看板類
	交通誘導警備員
	規制車
	作業車
	作業車添設標示板
	照明
	回転灯又はAVライト
	カラーコーン又はバリケード等
	矢印板
	停止位置

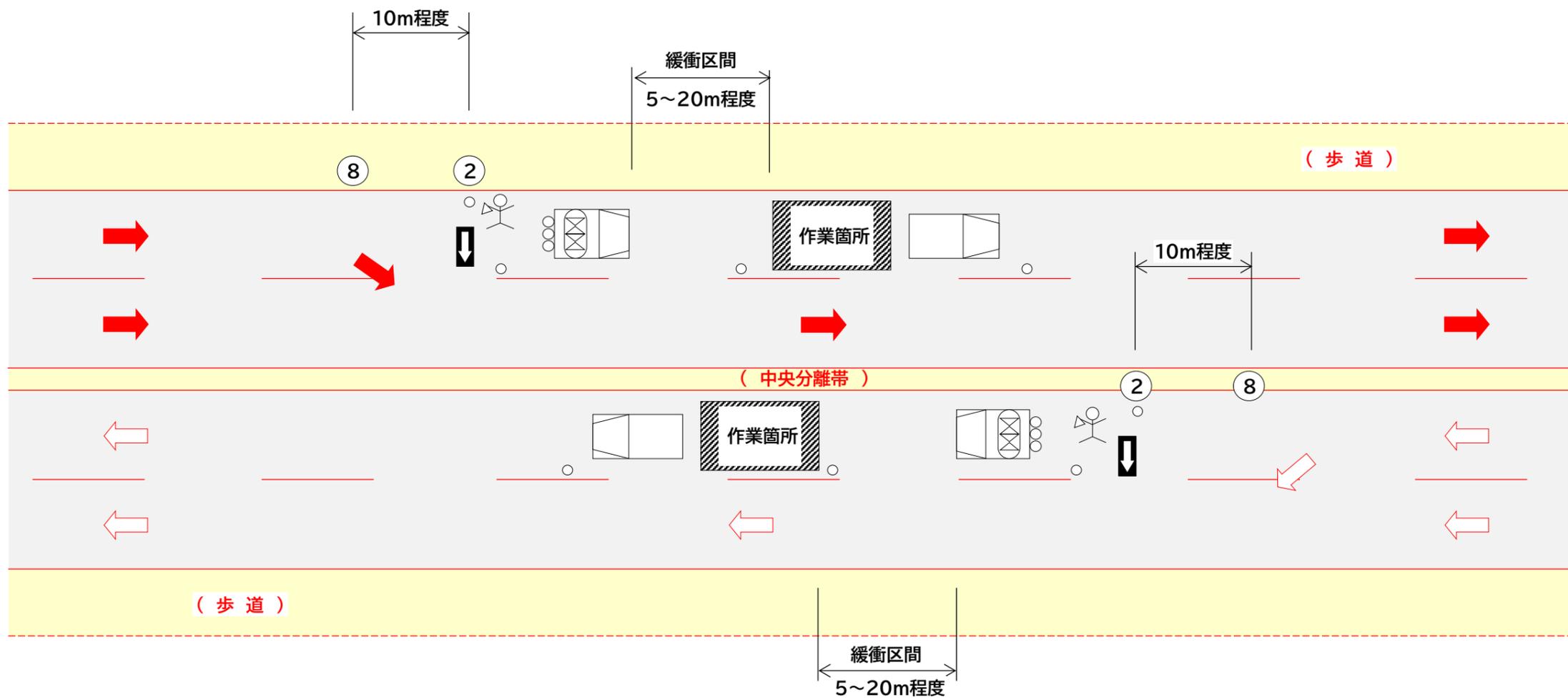
- 注1) 歩行者通路幅は、原則として2.0m以上確保すること。
- 注2) 工事看板類設置の起終点や設置間隔及びテーパーから工事施工箇所までの規制長は、現場状況(交通量、道路線形や勾配、工事延長等)により適宜考慮すること。
- 注3) 交通誘導警備員A路線は、規制車を配置すること。なお、それ以外の路線は、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により作業車添設標示板とすることができる。
- 注4) 規制車の電光標示板は、路面より4m程度の高さで高輝度回転灯などを設置した視認性が高いものとする。  
なお、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。(右図参照)
- 注5) 交通誘導警備員は、赤色手旗を使用すること。なお、夜間は赤色灯誘導棒を使用すること。
- 注6) 夜間は、工事箇所や交通誘導警備員を視認しやすいように照明や保安灯(LED点滅灯、チューブライト等)を設置すること。
- 注7) 工事箇所の起点部が遠方から確認できるように、回転灯を設置すること。  
なお、規制車に回転灯及び矢印板等が装備されている場合は個別機材を省略することができる。
- 注8) 停止位置の表示は、視認しやすく幅広(30~45cm)のものを使用すること。
- 注9) テーパー長は、右表を基準とする。なお、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により適宜考慮すること。

■規制車(例)



■テーパー長(すりつけ長)の基準

規制速度 (km/h)	テーパー長(m)	
	標準値	
	地方部	都市部
60	120	90
50	90	75
40	75	60
30	60	45
20	45	30
停止線を設け一旦 停止させる場合 (片側交互通行等)	30	20



凡例	
① ~ ⑰	工事看板類
	交通誘導警備員
	規制車
	作業車
	作業車添設標示板
	照明
	回転灯又はAVライト
	カラーコーン又はバリケード等
	矢印板
	停止位置

注1) 緩衝区間は、原則として5~20mの範囲で規制速度、現場の状況等を勘案し設置すること。

注2) 工事看板類設置の起終点や設置間隔及びテーパーから工事施工箇所までの規制長は、現場状況(交通量、道路線形や勾配、工事延長等)により適宜考慮すること。

注3) 交通誘導警備員A路線は、規制車を配置すること。なお、それ以外の路線は、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により作業車添設標示板とすることができる。

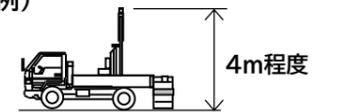
注4) 規制車の電光標示板は、路面より4m程度の高さで高輝度回転灯などを設置した視認性が高いものとする。

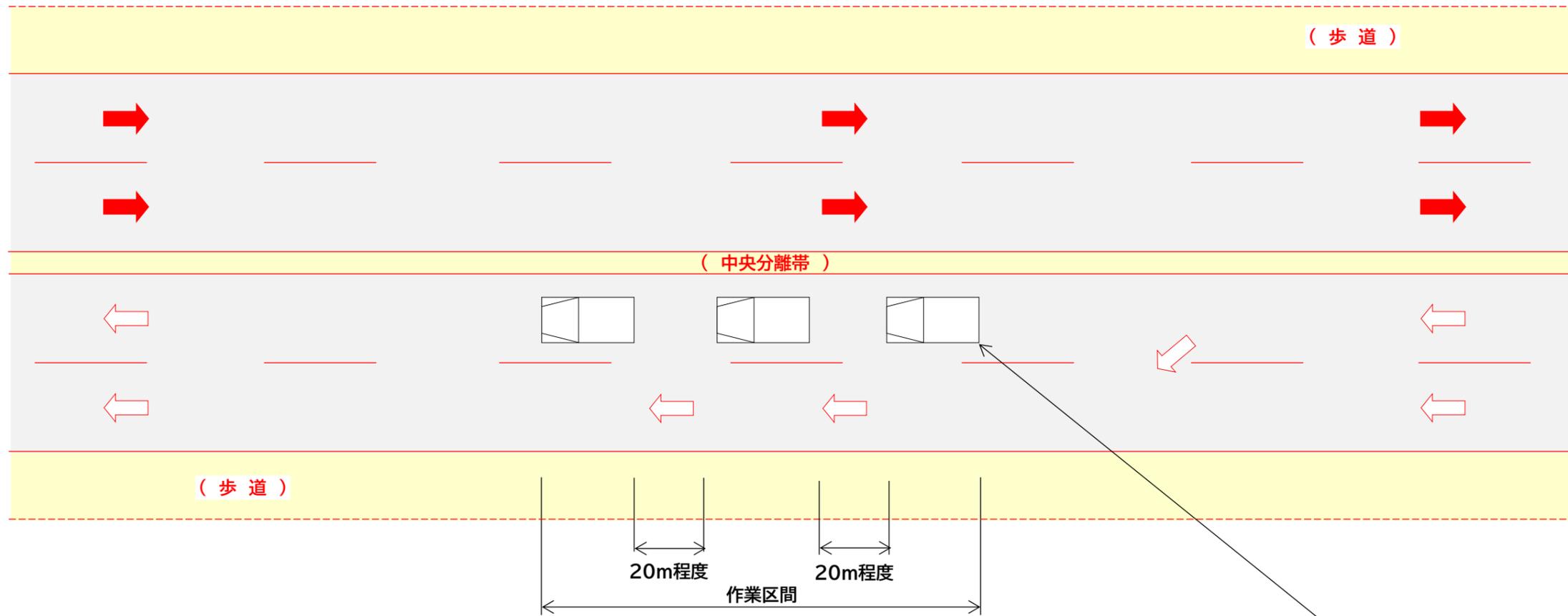
なお、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。(右図参照)

注5) 交通誘導警備員は、赤色手旗を使用すること。なお、夜間は赤色灯誘導棒を使用すること。

注6) 夜間は、作業箇所や交通誘導警備員を視認しやすいように照明や保安灯(LED点滅灯、チューブライト等)を設置すること。

■規制車(例)





注：原則、②③は作業車に掲出すること。  
 「〇〇作業中」は「清掃作業中」等と表示する。  
 ただし、別途、規制車を配置する場合は、これに代えてもよい。



凡例	
① ~ ⑰	工事看板類
	交通誘導警備員
	規制車
	作業車
	作業車添設標示板
	照明
	回転灯又はAVライト
	カラーコーン又はバリケード等
	矢印板
	停止位置

- 注1)作業区間の後尾には、作業中標示を設置すること。
- 注2)規制車の電光標示板は、路面より4m程度の高さで高輝度回転灯などを設置した視認性が高いものとする。  
 なお、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。(右図参照)
- 注3)各作業車は、回転灯(黄色)を設置すること。

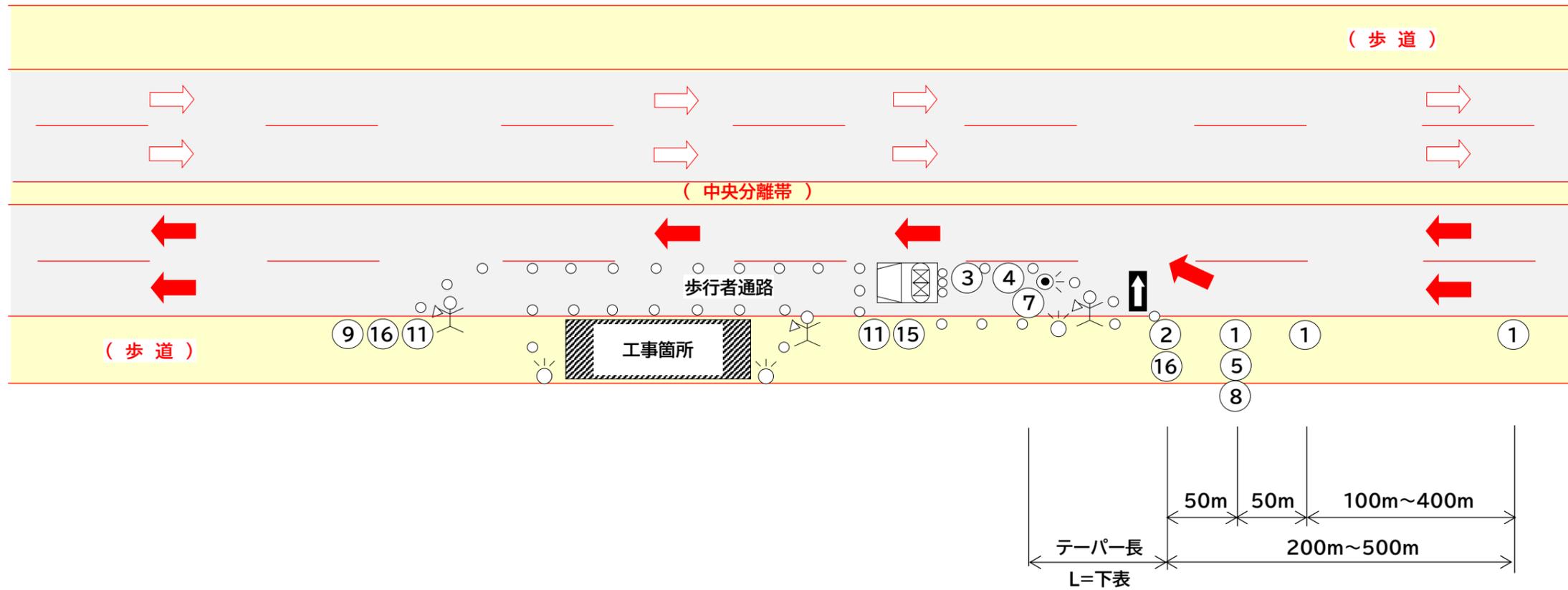


標準図12型

4車線以上

車線規制(歩道通行止め)

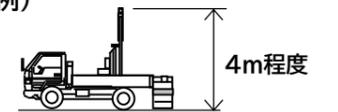
歩道(擁壁、縁石、街渠、側溝、管渠、柵、歩道舗装、誘導ブロック、標識、照明、施設点検等)等



凡例	
① ~ ⑰	工事看板類
	交通誘導警備員
	規制車
	作業車
	作業車添設標示板
	照明
	回転灯又はAVライト
	カラーコーン又はバリケード等
	矢印板
	停止位置

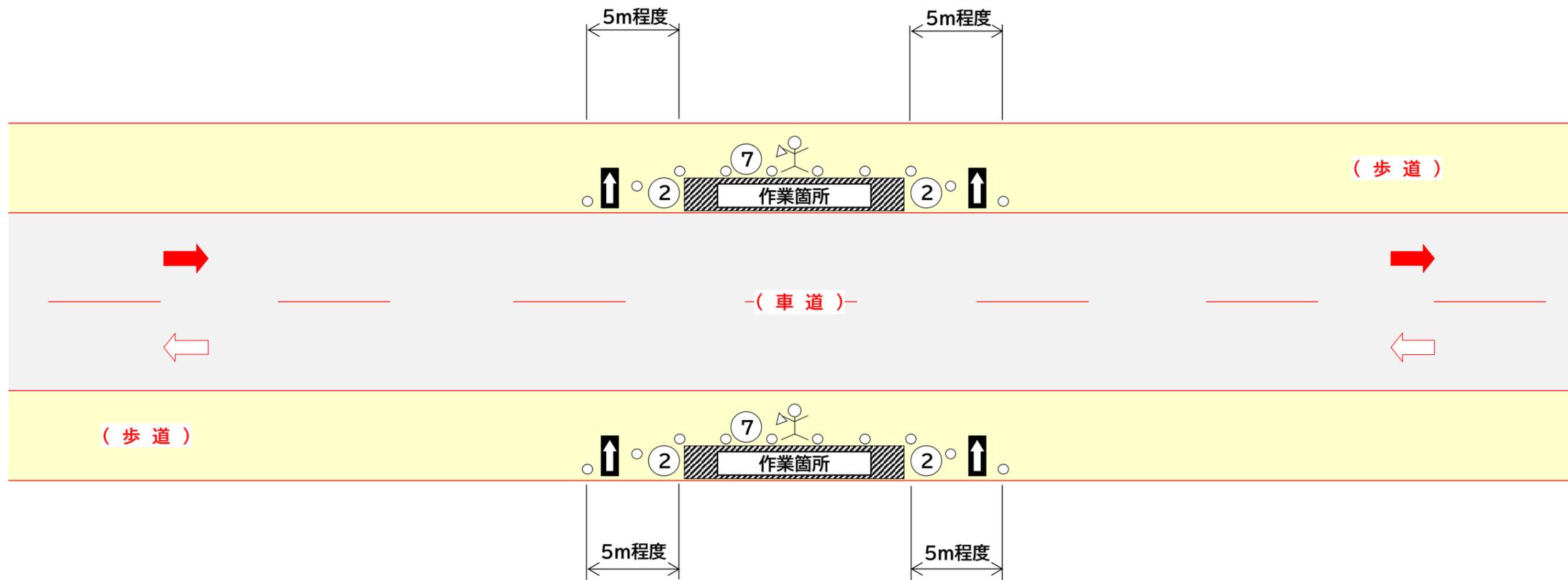
- 注1) 歩行者通路幅は、原則として2.0m以上確保すること。
- 注2) 工事看板類設置の起終点や設置間隔及びテーパから工事施工箇所までの規制長は、現場状況(交通量、道路線形や勾配、工事延長等)により適宜考慮すること。
- 注3) ⑮は、工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
- 注4) 交通誘導警備員A路線は、規制車を配置すること。なお、それ以外の路線は、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により作業車添設標示板とすることができる。
- 注5) 規制車の電光標示板は、路面より4m程度の高さで高輝度回転灯などを設置した視認性が高いものとする。  
なお、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。(右図参照)
- 注6) 交通誘導警備員は、赤色手旗を使用すること。なお、夜間は赤色灯誘導棒を使用すること。
- 注7) 夜間は、工事箇所や交通誘導警備員を視認しやすいように照明や保安灯(LED点滅灯、チューブライト等)を設置すること。
- 注8) 工事箇所の起点部が遠方から確認できるように、回転灯を設置すること。  
なお、規制車に回転灯及び矢印板等が装備されている場合は個別機材を省略することができる。
- 注9) 停止位置の表示は、視認しやすく幅広(30~45cm)のものを使用すること。
- 注10) テーパ長は、右表を基準とする。なお、現場状況(交通量、道路線形や勾配)により適宜考慮すること。

■規制車(例)



■テーパ長(すりつけ長)の基準

規制速度 (km/h)	テーパ長(m)	
	標準値	
	地方部	都市部
60	120	90
50	90	75
40	75	60
30	60	45
20	45	30
停止線を設け一旦 停止させる場合 (片側交互通行等)	30	20



凡 例	
① ~ ⑰	工事看板類
	交通誘導警備員
	規制車
	作業車
	作業車添設標示板
	照明
	回転灯又はAVライト
	カラーコーン又はバリケード等
	矢印板
	停止位置

- 注1) 歩行者通路幅は、原則として2.0m以上確保すること。
- 注2) 工事看板類設置の起終点や設置間隔は、現場状況(交通量、道路線形や勾配、工事延長等)により適宜考慮すること。
- 注3) 交通誘導警備員は、赤色手旗を使用すること。なお、夜間は赤色灯誘導棒を使用すること。
- 注4) 夜間は、工事箇所や交通誘導警備員を視認しやすいように照明や保安灯(LED点滅灯、チューブライト等)を設置すること。